

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年12月16日～2021年12月22日)

令和3年(2021年)12月24日

H E A D L I N E S									
<p>政治</p> <p>5～11歳の子供に対するワクチン接種の開始 放送法改正案の下院における再可決 最新の世論調査結果 「法の支配コンディショナリティ」の憲法法廷審査付託 ラウ外相とキンヌネン・ウクライナ及び三者コンタクト・グループ(TCG)に関するOSCE議長特別代表との会談 モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席 指揮所用装甲車の配備 ポーランド軍兵士のベラルーシへの逃亡 ドゥダ大統領のルブリン・トライアングル会合出席 ラウ外相の「V4+トルコ」外相会合出席 ラウ外相のウクライナ訪問 欧州委員会によるポーランドに対する新たなEU法違反手続の開始</p>									
<p>治安等</p> <p>ベラルーシからの不法移民に関連する動向 IS関係者と認定されたタジキスタン人を国外追放 国家警察本部が詐欺に関する注意喚起</p>									
<p>経済</p> <p>下院、2022年予算案を可決 11月の物価動向 賃金上昇率 新中央空港の建設予定地 ポーランド初の原子力発電所をバルト海沿岸に建設 国立放射光センターの研究基盤を利用した研究開発 ポーランドの科学関連経費</p>									
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>									
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>									

お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 又は 22 696 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
 お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。

政 治

内 政

5～11歳の子供に対するワクチン接種の開始【16日】

16日、5～11歳の子供を対象としたワクチン接種が開始された。12日から13日にかけて既に電子処方箋が自動的に発行されており、14日からワクチン接種の申込みが可能となっている。5～11歳の子供に対するワクチン接種においては、ファイザー製が使用されることになっており、服用量は10μgとなる。

放送法改正案の下院における再可決【17日】

17日、下院本会議において、ラジオ及びテレビ放送に関する法律(放送法)の改正案に関する審議・投票が再度行われ、賛成229票、反対212票、棄権11票で再可決され、20日、大統領の署名へ送付された。大統領は、21日以内、つまり、明年1月10日までに、同改正案に署名するか、拒否権を行使するか、または憲法法廷の審査にかけるか、いずれかの行動を起こさなければならない。

最新の世論調査結果【20日】

20日付けで発表された世論調査機関IBRiSの政党別支持率に関する世論調査結果によると、「法と正義」(PiS)が支持率30.8%(先月比+0.6%)で引き続き首位に立った。第2位の「市民連立」(KO)の支持率は24.1%(同+2.9%)、第3位の「ポーランド2050」は10.1%(同-3.1%)であった。第4位の「左派」は7.8%(同-0.6%)、第5位の「同盟」は6.3%(同+0.2%)、第6位の「農民党」(PS

L)は5.9%(同+1.3%)の支持率をそれぞれ得る結果となった。なお、「わからない」と回答した者は15%(同-1.3%)となった。

「法の支配コンディショナリティ」の憲法法廷審査付託【23日】

23日、ジョブロ法務大臣兼検事総長は、法の支配に問題のあるEU加盟国に対する基金の支出を停止する規則である「法の支配コンディショナリティ」メカニズムについて、違憲であるとして憲法法廷に同メカニズムの憲法に対する適合性に関する審査を付託した。同法相は、「今日、EU基金に対するアクセスを法の支配を巡る問題と結びつけるメカニズムに関する欧州の規則は、ポーランド憲法に合致していないことを宣言するために、憲法法廷に審査を付託する。綿密な法的分析を行った結果、「法の支配コンディショナリティ」がポーランド憲法に露骨に反する解決策であることに少しの疑いもない。EU機能条約の規定を拡大解釈することは、このような方法で新たな権限を策定することを決定した機関による権限の乱用に繋がり、結果的に条約の文言と精神及びポーランド憲法に反する。現在、法の支配とは、EUに関するすべてのことであり、EUは既にあらゆる分野における権限を持っており、ポーランド及びその他のEU加盟国は、あらゆる分野で、あらゆる問題において、EUの権力に従わなければならない、といった定義が聞こえてくるようになった。つまり、これは、権力と主権に関わることである。」と述べた。

外交・安全保障

ラウ外相とキンヌネン・ウクライナ及び三者コンタクト・グループ(TCG)に関するOSCE議長特別代表との会談【16日】

16日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したミッコ・キンヌネン・ウクライナ及び三者コンタクト・グループ(TCG)に関するOSCE議長特別代表と会談した。会談においては、ウクライナ東部の安全保障状況と同国の発展の可能性について議論された。ラウ外相は、2022年1月1日からポーランドがOSCE議長国を務めるにあたり、同地域の紛争に関するテーマは優先事項の一つであると確認した。また、緊張を緩和し、紛争が地域のコミュニティに及ぼす悪影響を抑制するための活動を支援するOSCEの枠組みでできる活動についても議論された。両者は、地域全体の安全保障を確保するために紛争の解決が重要であることで一致した。ミッコ・キンヌネン特別代表は、本年8月1日の就任以降の活動とTCGの活動における最重要課題について説明した。

モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席【16日】

16日、モラヴィエツキ首相は、ブリュッセルで開催された欧州理事会に出席した。同会合においては、移民危機やEUの東側国境の防衛に関する問題、ロシア・ウクライナ情勢などが議論された。また、ETS(排出権取引制度)やエネルギー及びガス価格の高騰などの問題も提起された。

指揮所用装甲車の配備【16日】

16日、フワシュチャク国防大臣は、新たに6両の指揮所用装甲車が第16機械化師団に配備されたことを明らかにし、同師団は、ベラルーシとの間の国境での活動に従事しており、任務を遂行するため適切な装備品が必要であると強調した。

ポーランド軍兵士のベラルーシへの逃亡【16日、17日】

16日、第16機械化師団に所属するエミル・チェチュコ2等兵が、国境地域において活動中のところ、亡命を企図してベラルーシの国境警備隊に拘束されたことが明らかになった。

17日、プワシュチャク国防大臣は、同二等兵の上官3人を解任したことを発表した。また、同2等兵の逃亡についての捜査が開始され、有罪の場合、最大10年の懲役を科せられる可能性がある。

ドゥダ大統領のルブリン・トライアングル会合出席【20日】

20日、ドゥダ大統領は、ナウゼータ・リトアニア大統領及びゼレンスキー・ウクライナ大統領とともに、ウクライナで開催されたルブリン・トライアングル会合に出席した。同会合の主な議題は、ロシアの圧力と挑発に対するウクライナとの連帯及び地域の安全保障状況であった。ドゥダ大統領は、「今日、ウクライナ及び地域の安全保障は基本的なものである。隣国及びNATOは、ウクライナを強化する決意を示すべきである」と述べた。大統領らは、12月上旬にオンライン方式で実施された同会合でウクライナ独立30周年の機会を捉えて採択された共同声明に署名した。

ラウ外相の「V4+トルコ」外相会合出席【21日】

21日、ラウ外相は、ハンガリー・ブダペストで開催された「V4+トルコ」外相会合に出席した。同会合では、アフガニスタンの状況、不法移民対応の問題、西バルカン地域の状況などに焦点が当てられたほか、EU・トルコ間の関係や協力についても議論された。ラウ外相は、EU及びNATOの東側国境をなすポーランドの東側国境におけるベラルーシ政権によって制御されたハイブリッド作戦は、外部からの支援なしには対応が不可能であったであろうと強調し、V4諸国によって示された連帯と第三国からベラルーシに辿り着く不法移民の数を減らすことに寄与したトルコの協力に対する謝意を述べた。また、外相たちは、地域及び欧州の安全保障上の課題を特に考慮に入れてアフガニスタンの状況について議論し、西バルカン諸国の欧州統合に向けた支援及び関連するV4諸国による具体的な支援を強調した。ラウ外相は、北マケドニア及びアルバニアの加盟交渉が可及的速やかに開始されることに対する期待を表明するとともに、2022年に地域のためのポーランドの開発援助を増額する予定であることを伝えた。さらに、外相たちは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの出口が見えつつある時期における「V4+トルコ」の経済協力の潜在力を高く評価した。ラウ外相は、EUはトルコにとって最も重要な経済的パートナーであ

り続けており、他方、トルコは、EUの貿易相手国リストにおいて、特惠関税制度条約の枠組みの中で2位、全体で6位を占めると強調した。外相たちは、特に移民、安全保障政策、経済関係の分野において、相互信頼と国際法の遵守に基づく緊密で建設的な協力を努めることが、双方にとって共通の利益となることで一致した。

ラウ外相のウクライナ訪問【21日～22日】

21日から22日にかけて、ラウ外相は、ウクライナを訪問した。同外相は、イヴァーノフ・フランキーウシクで開催された大使会議「Diplomacy 30: Strategy of a Strong State」に出席し、演説の場で、ウクライナは、他の国家と同様に、自国の運命を自由に決定し、発展モデルや同盟相手を選択する権利があると強調した。また、同外相は、今日、我々は声を上げており、そしてこれからも、我々は世界政治における帝国主義的傾向及び「列強の協調」や「勢力圏」といった概念に反対する声を上げていくと強調した。同時に、同外相は、NATOの拡大を脅威として扱うべきではないと指摘した。さらに、同外相は、防衛同盟であるNATOの拡大は、とある国が侵略を計画し、NATOがそれを阻止するのではないかと恐れでもしない限り、誰の安全保障をも弱めるものではないと付言した。その他、ラウ外相とクレーバ・ウクライナ外相及びダニロフ・ウクライナ国家安全保障・国防会議書記との会談も行われた。両外相は、ハイレベルを含むポーランド・ウクライナ間のコンタクトが強化されていることについて満足していることを表明した。また、両外相は、12月20日にウクライナで開催されたルブリン・トライアングルにおける大統領たちによる初の首脳会談について、満足の意を表した。さらに、両外相は、現在の二国間のアジェンダに関する主要な問題について議論した。ラウ外相は、ウクライナの独立と国際的に認められた国境の枠内における領土保全に対するワルシャワの支持を強調した。

欧州委員会によるポーランドに対する新たなEU法違反手続の開始【22日】

22日、欧州委員会は、ポーランド憲法法廷及び同法廷の判決に深刻な懸念があるとして、ポーランドに対するEU法違反手続を開始することを決定した。ポーランドは、欧州委員会からの正式通知の書簡に対し、2か月以内に回答することが求められる。これに対し、モラヴィエツキ首相は、憲法法廷が要件を満たしていないという欧州委員会の結論には賛成できないと述べ、欧州委員会は、加盟国の権限とEU機構の権限の区分を誤解していると付言した。

治 安 等

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【16日、21日】

16日、国境保護準備・実行チームの第4回会議が開催され、ベラルーシ国境に設置するフェンスの建

設を請け負う会社に関する提言がなされた。入札があった7社のうち、BUDIMEX 及び UNIBEP について、ホドキエヴィチ政府全権委員（国家保護準備及び実施担当）が肯定的な意見を述べた。

21日、国境警備隊報道官は、ベラルーシ当局が新たな手法を最近使って、不法越境を支援している旨述べた。当該手法について、同当局がある地点で投石を行ったり目くらましを行ったりしている隙に、数十メートル離れた地点から移民らが不法越境を試みていると指摘した。

IS関係者と認定されたタジキスタン人を国外追放【20日】

20日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、タジキスタン男性を「イスラム国」(IS) 関係者と判断して国外退去処分したと発表した。同報道官によると、同男性は本年4年、ベラルーシ国境から不法越境を試みて国境警備隊に拘束され、その後の調査で宗教的急進性が示されたため、公安庁 (ABW) が、IS同調者であるとし

て、国内安全保上の観点から再拘束したという。同男性は、本年11月にポーランドから追放され、今後3年間、ポーランド及びシェンゲン協定加盟国への入国が禁止される。

国家警察本部が詐欺に関する注意喚起【22日】

22日、国家警察本部は、ポーランド銀行協会 (ZBP) と協力して、SMSメッセージ内に記載される不正なリンク先へのアクセスについて、顧客に注意喚起を行っていると発表した。同本部によると、最近、合法的に運営されている運送会社を装ったSMSによる詐欺が多く確認されているという。SMSメッセージでは、小包の到着時間や現在の配送状況などを知らせるなどと記載し、リンク先へのアクセスを誘導するが、同リンク先にアクセスすると、ネットバンキングにログインするための機密データが抜き取られたり、銀行からの不正な引き出しが行われる可能性があるとのことである。警察は、かねてから身に覚えのないメッセージに記載のURLにはアクセスしないよう呼びかけている。

経 済
経済政策

下院、2022年予算案を可決【17日】

17日、下院は2022年予算案を可決した。歳入4,919億ズロチ（約1,060億ユーロ）、歳出5,218億ズロチ（約1,124億ユーロ）で、約299億ズロチ（約64億ユーロ）の財政赤字を見込んでいる。前提となる

経済見通しは、GDP成長率4.6%、物価上昇率3.3%と予測している。主な内訳では、児童手当「500+」に595億ズロチ、国防に595億ズロチ、科学・高等教育に237億ズロチ、医療ケアに229億ズロチを割り当てる。今後、同予算案は上院の審議に付される。

マクロ経済動向・統計

11月の物価動向【15-16日】

中央統計局(GUS)によれば、11月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比7.8%増、対前月比1.0%増となった。サービス価格は対前年同月比6.6%増、商品価格は対前年同月比8.1%増となった。また、ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた11月のコア・インフレ率は対前年同月比4.7%増、対前月比0.4%増となった。

賃金上昇率【17日】

中央統計局(GUS)によると、11月の企業部門の平均月額賃金は6,022.49ズロチ（約1,298ユーロ）で、対前年同月比9.8%増となった。ポーランド経済研究所(PIE)の専門家は、2022年の賃金上昇率は8%超となる見込みで、急速な賃金上昇は今後数か月間続くと予測する。

ポーランド産業動向

新中央空港の建設予定地【17日】

15日にバラヌフ地区の住民100名はCPK社代表から新中央空港建設予定地に関する情報を入手した。当該建設予定地は、20の村で構成され、そのうち9つの村は完全に消滅することになる。地元の農家は、自分たちの土地が低価格であることに激怒しているという。ホラワ・インフラ副大臣は、バラヌフ地区を訪問せずにワルシャワ証券取引所で声明を発

表し、新中央空港建設予定地について、以前検討されていた約1,200棟の住宅がある75km²の土地に代わり、現在は約520棟の住宅がある41km²の土地を予定していると述べた。これまで200名以上の土地所有者が、見返りに資産を売却したり別の資産を取得したりする自主的な買収計画に参加することを決めているという。

エネルギー・環境

ポーランド初の原子力発電所をバルト海沿岸に建設【22日】

22日、国営原子力発電会社PEJは、ポーランド北部ポモルスキエ県のルビアトヴォ(Lubiatowo)とコプリノ(Koplińo)を国内初の原子力発電所の建設予定地を選んだと発表した。PEJは、2017年以降実施してきた詳細な環境調査に基づいて当該場所を決定

した。なお、PEJが検討していた他の海沿いの候補地は、共産主義時代の当局が1982年に原子力発電所の建設を開始して1989年に取り止めとなったジャルノヴィエツ(Zarnowiec)があった。ポーランド政府は現在、投資プロセスを1年～1年半までに短縮するため、原子力エネルギー分野における投資の準備と実現に関する規則の改正に取り組んでいる。

科学技術**国立放射光センターの研究基盤を利用した研究開発【17日】**

教育・科学省は、2021年から2025年の間、教育・科学大臣のプロジェクトとして、ヤギェロン大学にある国立放射光センターSOLARISの研究基盤を利用した研究開発を支援することを発表した。SOLARISはポーランド国家予算と欧州地域開発基金により建設された中欧唯一のシンクロトロン(荷電粒子の加速器の一種)であり、様々な分野の基礎研究や応用研究で活用されている。同大学は2億ズロチの資金を受け、SOLARISの研究基盤を利用した研究開発やポーランド国内外の同施設利用者を増やすための推進活動等を行う。

ポーランドは、自国の科学者を世界のリーダーに育成するべく、科学関連経費の支出額を徐々に増やしており、2018年にはGDPの1.21%に達し、2019年においては50億ズロチ増額され、1989年以来最も大きな増幅となった。2020年におけるポーランドの科学予算は310億ズロチ(国家予算が270億ズロチ、EU予算が40億ズロチ)で、年単位では11%増加した。ユーロスタットによると、2010年から2020年までの間、ポーランドは研究開発への支出増を記録しており、EUの中でギリシャとベルギーに続いて急速に増加している。しかし、2020年の支出はGDPの1.4%であったところ、依然としてEU平均2.3%とは大きく離れており、ベルギーやスウェーデンはGDPの約3.5%を研究開発に割り当てていた。

ポーランドの科学関連経費【23日】**大使館からのお知らせ****長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となっ

た他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。
観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。
- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
 - (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
 - (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)
- 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっております。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっております。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。また、日本時間12月26日午前0時以降、ポーランドから日本に入国・帰国する全ての方は、検疫所長が指定する場所で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用

することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「尽きない紙 越前和紙」【2021年10月26日(火)～2022年2月23日(日)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「尽きない紙 越前和紙」が開催されます。越前和紙の歴史や作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/niewyczerpany-papier>

【開催中】 展覧会「集団と個の狭間で－1950年代から60年代の日本前衛美術」展【2021年11月25日(木)～2022年3月13日(日)】

国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」にて、展覧会「集団と個の狭間で－1950年代から60年代の日本前衛美術」展が開催されます。戦後日本の前衛美術(アバンギャルド)を紹介する展覧会です。入場は有料です。

主催: 国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」

開催場所: ワルシャワ市、Zachęta - Narodowa Galeria Sztuki (plac Stanisława Małachowskiego 3)

詳細: <https://zacheta.art.pl/pl/wystawy/awangarda-japonska>

【開催中】 展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2022年12月15日(水)～2022年5月3日(火)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催されます。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するもの

ではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(news@mail@wr.mofa.go.jp)